

日バス協業第262号
令和5年8月25日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 清水 一郎

「一般貸切旅客自動車運送事業者の運送引受書の交付及びその写しの保存の義務化について」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「一般貸切旅客自動車運送事業者の運送引受書の交付及びその写しの保存の義務化について」の一部改正について、令和5年8月25日に国土交通省自動車局長より別紙のとおり通達がありました。その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 泉・中尾
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016